

別表第二（第五条）

有害物質に係る汚染状態

有害物質の種類	許容限度
カドミウム及びその化合物	一リットルにつきカドミウム〇・〇三ミリグラム
シアン化合物	一リットルにつきシアン一ミリグラム
有機燐（りん）化合物（パラチオン、メチルパラチオン、メチルジメトン及びE P Nに限る。）	一リットルにつき一ミリグラム
鉛及びその化合物	一リットルにつき鉛〇・一ミリグラム
六価クロム化合物	一リットルにつき六価クロム〇・五ミリグラム
砒（ひ）素及びその化合物	一リットルにつき砒（ひ）素〇・一ミリグラム
水銀及びアルキル水銀その他の水銀化合物	一リットルにつき水銀〇・〇〇五ミリグラム
アルキル水銀化合物	検出されないこと。
ポリ塩化ビフェニル	一リットルにつき〇・〇〇三ミリグラム
トリクロロエチレン	一リットルにつき〇・一ミリグラム
テトラクロロエチレン	一リットルにつき〇・一ミリグラム
ジクロロメタン	一リットルにつき〇・二ミリグラム
四塩化炭素	一リットルにつき〇・〇二ミリグラム
一・二—ジクロロエタン	一リットルにつき〇・〇四ミリグラム
一・一—ジクロロエチレン	一リットルにつき一ミリグラム
シス—一・二—ジクロロエチレン	一リットルにつき〇・四ミリグラム
一・一・一—トリクロロエタン	一リットルにつき三ミリグラム
一・一・二—トリクロロエタン	一リットルにつき〇・〇六ミリグラム
一・三—ジクロロプロペン	一リットルにつき〇・〇二ミリグラム
チウラム	一リットルにつき〇・〇六ミリグラム
シマジン	一リットルにつき〇・〇三ミリグラム
チオベンカルブ	一リットルにつき〇・二ミリグラム
ベンゼン	一リットルにつき〇・一ミリグラム
セレン及びその化合物	一リットルにつきセレン〇・一ミリグラム
ほう素及びその化合物	海域以外の公共用水域に排出されるもの一リットルにつきほう素一〇ミリグラム 海域に排出されるもの一リットルにつきほう素二三〇ミリグラム
ふつ素及びその化合物	海域以外の公共用水域に排出されるもの一リットルにつきふつ素八ミリグラム 海域に排出されるもの一リットルにつきふつ素一五ミリグラム
アンモニア、アンモニウム化合物、亜硝酸化合物及び硝酸化合物	一リットルにつきアンモニア性窒素に〇・四を乗じたもの、亜硝酸性窒素及び硝酸性窒素の合計量一〇〇ミリグラム
一・四—ジオキサン	一リットルにつき〇・五ミリグラム

備考 「検出されないこと。」とは、第十条第一項の規定に基づく検定方法により排出水の汚染状態を検定した場合において、その結果が当該検定方法の定量限界を下回ることをいう。

（経過措置）

アンモニア、アンモニウム化合物、亜硝酸化合物及び硝酸化合物の許容限度は、千葉県環境保全条例施行規則別表第一 三の項（イに係る部分に限る。）に掲げる施設（畜産農業又はサービス業の用に供する牛房施設）に係る排出水については、令和7年10月31日までの間、一〇〇ミリグラムとあるのは、三〇〇ミリグラムとする。

アンモニア、アンモニウム化合物、亜硝酸化合物及び硝酸化合物の許容限度は、千葉県環境保全条例施行規則別表第一 三の項（ハに係る部分に限る。）に掲げる施設（畜産農業又はサービス業の用に供する鶏舎）に係る排出水については、令和7年10月31日までの間、一〇〇ミリグラムとあるのは、五〇〇ミリグラムとする。